

「基本協約締結拒否」中労委闘争勝利宣言

10月1日、会社が中央労働委員会に再審査申立を行っていた基本協約締結拒否事件（中労委平成21年不再第47号）について、会社は再審査申立を取り下げていたことが判明した。このことで、東京都労働委員会における、会社の不当労働行為を認定しJR東海労の主張を全面的に認めた救済命令が確定した。2005年4月から約5年半にも渡り、会社が基本協約の締結を拒否し続けてきたことが、違法行為であると社会的に断罪されることとなったのだ。私たちは、ここに高らかに勝利宣言を発する。

東京都労働委員会は2009年11月19日、「主任レポート提出拒否等の運動の制約を条件とするなどして基本協約を締結しなかったことは、主任レポートに反対する組合の運動を封じ込めるとともに、組合に基本協約を持たせず、組合員の労働条件について不安定な地位に留め置くことを意図した支配介入にあたる」と会社の不当労働行為を明確に認定し、会社に「基本協約締結を拒否してはならない」と命令を発した。

会社は2010年協約・協定改訂交渉の中で「今現在、主任レポートによる報告をしていないという、労働組合として実行行為をしていないという認識は持っている」「協議の末、合意できれば基本協約を締結をする」「貴側と議論に踏まえて締結するかどうか判断をする」などと、基本協約の締結をほのめかしてきた。そもそも、そのよう主張を団体交渉で行うことが組合活動への支配介入なのだ。そのことが理解できないのでは救いようがない。

私たちは、2010年協約協定改訂交渉を経て9月29日基本協約を締結した。しかし会社は、『JR東海勤労情報』をいち早く発行し、「JR東海労が基本協約の内容に真に合意し、これらを遵守する意思があるものと判断」したためと、JR東海労と基本協約を締結できる理由を明らかにしている。このような姿勢も、東京都労働委員会の不当労働行為認定を全く反省しない態度であり、組合の方針や行動に介入する不当労働行為なのである。会社のJR東海労敵視の姿勢は全く変わっていないといわざるを得ない。

会社は、労働委員会の命令と不当労働行為と認定された事実、そして自ら再審査申立を取り下げなければならなかった事実を真摯に受け止めるべきである。

東京都労働委員会、中央労働委員会の闘いを職場から支えて下さった全ての組合員に感謝します。会社は、このような現実から目をそらすため、JR東海労組合員に対する「暴力行為」デッチ上げ、30日の出勤停止処分を発令した。基本協約締結から2日後の暴挙である。私たちはこの様な会社の理不尽な攻撃や、全ての組織破壊攻撃を跳ね返し、組織の団結を打ち固めていくことを明らかにする。

2010年10月3日
JR東海労働組合